

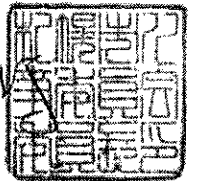
札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月3日

札幌市人事委員会

委員長

常任理事



札幌市人事委員会規則第6号

札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
札幌市職員の管理職員等の範囲を定める規則（昭和46年人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項総務局の目中「推進担当係長」を「推進課推進担当係長」に、「人材育成担当係長（職員の人事評価に関する事務を専ら担当する者に限る。）」を「人事評価担当係長」に、「給与一係長 勤労課主査」を「給与一係長」に、「人材育成担当係長付」を「人事課推進担当係長付」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。